

応募前に知っておきたい基礎知識/ 補助金活用マニュアル

Index

- 1 これだけは知っておきたい
補助金・助成金の基礎知識
 - 2 応募する際に押さえておきたい基本事項
-

1 これだけは知っておきたい補助金・助成金の基礎知識

1) 「補助金」と「助成金」の違い

よくある質問に、「補助金と助成金は何が違うのですか」というものがあります。これについては過去にいろいろと変遷がありました。例えば、2014年ごろ、経済産業省などでは「補助金は申請したからといって必ずしも受給できるとは限らないもの、助成金は条件を満たせば受給できるもの」といった趣旨で、補助金と助成金という言葉を使い分けることを試み、中小企業基盤整備機構が運営するウェブサイト「J-Net21」の「初めてでもよくわかる『補助金、助成金』」で、その説明を公開していました。しかし、2018年2月時点では、その説明に「ここで注意が必要なのが『助成金』や『補助金』という言葉は必ずしも明確に区別されていないということです。（以下略）」との注意書きが追記されています。

以上の状況から、現在のところ正解は「所轄している機関で異なるので、おのこの制度をよく理解して利用してください」ということになります。

従って補助金・助成金に明確な違いはありませんが、本稿では混乱を避けるため、以降では、競争型の補助金・助成金を「補助金」と表記します。

2) 補助金は「原則、後払い」

初めて補助金に応募しようとする人が驚くのは、補助金は「原則、後払い」というルールです。

補助金は、採択が決まったらすぐに資金がもらえると思っている人が多いようです。確かに、民間の財団などが実施している一部の事業などには、採択決定直後に支払われるものもありますが、国や地方自治体による補助金は原則として後払いです。期中に支払われる「概算払い」を行う事業もありますが、その場合でも、対象になるのは原則、その時点で支払い済みの経費のみです。

例えば、「補助金上限額1000万円、補助率3分の2」の事業でいえば、補助金支払いまでの一般的な流れは次のようになります。

1. 補助金の交付決定（採択後に行われる補助金額精査により補助金の予算額が承認される）
2. 交付決定日以降、定められた事業期間中にルールに従って1500万円の経費を消費する
3. 事業期間終了後、発注から支払いまでの証拠書類（証憑（しょうひょう）書類ともいいます）を、補助金を管轄する機関に提出
4. 所轄機関の完了検査に合格した後1000万円（1500万円×2/3）の補助金支払いが確定

つまり、この例でいえば、事業に必要な1500万円全額を、一旦自社で調達する必要があるのです。なお、金額はすべて税抜きです。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。